

2024年度上半期の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について（速報値）

1 2024年度上半期の精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2024年4月1日から2024年9月30日までの本県の精神科病院（名古屋市内の精神科病院を除く）における業務従事者による障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計163件であり、うち虐待と判断された件数は2件であった（表1）。

表1 2024年度上半期の精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	通報等件数	届出件数	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	被虐待者数	虐待判断率
2024年度上半期	19件	144件	163件	2件	2人	1.2%

※2024年度上半期の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。（以下、同様）

2 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、心理的虐待が2件であった（表2）。

表2 虐待と判断された事案における虐待種別（人）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	虐待判断件数
2024年度上半期	0	0	2	0	0	2件

※1件の虐待事案に対して、複数の種別で判断された場合、虐待判断件数とは一致しない。

3 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 40 条の 7 における「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」としては、「業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った」が 2 件であった（表 3）。

表 3 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置	件数
業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った	2
診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた	0
職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した	0
職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った	0
指定医により、入院患者や関係者に質問を行った	0
改善計画（改善結果報告書 ^{※注 1} ）の提出を求めた	0（2）
提出された改善計画の変更を命じた	0
必要な措置を採ることを命じた	0
必要な措置を採ることの命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した	0
入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った	0

※注 1）本県の事務処理要領では、虐待が行われたと判断場合、その度合いに応じ、「著しく適当ではない場合」もしくは「適当ではない場合」と分けて精神科病院管理者に対する必要な措置を講じている。「著しく適当ではない場合」では、「改善計画書」の提出を求め、「適当ではない場合」には、「改善結果報告書」の提出を求めている。

4 虐待を行った業務従事者の職種

虐待と判断された事案における被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種は、看護師が 2 人、准看護師が 1 人であった（表 4）。

表 4 虐待を行った業務従事者の職種 (人)

医師	看護師	准看護師	看護助手	保健師	作業療法士	理学療法士	社会福祉士	公認心理士	医療事務	その他・不明	虐待判断件数
0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2 件